

# 令和5年第2回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定について	3
日程第4 報告第9号から日程第15 議案第54号まで	3
・報告第9号 令和4年度中泊町一般会計継続費繰越計算書について	
・報告第10号 令和4年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
・議案第45号 中泊町総合福祉健康センター条例の制定について	
・議案第46号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第47号 中泊町行政財産使用料徴収条例の一部改正について	
・議案第48号 中泊町税条例等の一部改正について	
・議案第49号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
・議案第50号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について	
・議案第51号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第2号について	
・議案第52号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について	
・議案第53号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について	
・議案第54号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について	
日程第16 陳情第3号	6

- ・陳情第 3 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め  
る陳情

散会の宣告	7
-------	---

第 2 号 (6月8日)

議事日程	9
出席議員	9
欠席議員	9
出席説明員	9
職務のため出席した事務局職員	10
開議の宣告	11
日程第1 一般質問	11
1 番 鈴木長一郎議員	11
6 番 荒関富雄議員	13
5 番 塚本悦子議員	16
散会の宣告	19

第 3 号 (6月9日)

議事日程	21
出席議員	22
欠席議員	22
出席説明員	22
職務のため出席した事務局職員	22
開議の宣告	23
日程第1 議案第45号	23
・議案第45号 中泊町総合福祉健康センター条例の制定について	
日程第2 議案第46号	25
・議案第46号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第3 議案第47号	26
・議案第47号 中泊町行政財産使用料徴収条例の一部改正について	

日程第4	議案第48号	27
	・議案第48号 中泊町税条例等の一部改正について	
日程第5	議案第49号	28
	・議案第49号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第6	議案第50号	30
	・議案第50号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について	
日程第7	議案第51号	31
	・議案第51号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第2号について	
日程第8	議案第52号	38
	・議案第52号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について	
日程第9	議案第53号	39
	・議案第53号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について	
日程第10	議案第54号	40
	・議案第54号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について	
日程の追加		41
町長追加提案理由の説明		42
追加日程第1	議案第55号	42
	・議案第55号 工事請負契約の締結について	
日程第11	発議第4号	45
	・発議第4号 中泊町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	
日程第12	発議第5号	45
	・発議第5号 中泊町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について	
日程第13	発議第6号	46
	・発議第6号 議会活性化特別委員会の設置	
日程第14	発議第7号	47
	・発議第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め	

る意見書

日程第15 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について .....	48
閉会の宣告 .....	48
署名 .....	49

## 第 2 回中泊町議会定例会

令和 5 年 6 月 5 日（月曜日）

### ○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 9 号 令和 4 年度中泊町一般会計継続費繰越計算書について
- 5 報告第 10 号 令和 4 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 議案第 45 号 中泊町総合福祉健康センター条例の制定について
- 7 議案第 46 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 8 議案第 47 号 中泊町行政財産使用料徴収条例の一部改正について
- 9 議案第 48 号 中泊町税条例等の一部改正について
- 10 議案第 49 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 11 議案第 50 号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について
- 12 議案第 51 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について
- 13 議案第 52 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- 14 議案第 53 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について
- 15 議案第 54 号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 16 陳情第 3 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情

### ○出席議員（13名）

1 番	鈴木	長一郎	君	2 番	田中	洋	君
3 番	成田	直人	君	4 番	秋元	隆	君
5 番	塚本	悦子	君	6 番	荒関	富雄	君
7 番	秋田	博	君	8 番	長利	司	君
9 番	兵庫	桂蔵	君	10 番	青山	雅晴	君
11 番	沖崎	勲	君	12 番	野上	憲幸	君
13 番	川山	光則	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘	豊光	君
副町長	横野	彰吾	君
教育長	鈴木	信也	君
総務課長	下山	貴子	君
財政課長	三上	晃瑠	君
総合戦略課長	越野	進一	君
町民課長	宮越	裕子	君
福祉課長	阿部	弘喜	君
環境整備課長	藤本	雅久	君
農政課長	古川	幹人	君
水産商工観光課長	山中	哲哉	君
小泊支所長	太田	光平	君
教育課長	田中	綾人	君
税務会計課長	三上	康栄	君
上下水道課長	鈴木	輝文	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	長利	香代子	君
総務課行政係	白川	隼	君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、令和5年第2回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（川山光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により10番、青山雅晴議員及び11番、沖崎勲議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（川山光則君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月9日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は本日から6月9日までの5日間に決定しました。

◎日程第4 報告第9号から日程第15 議案第54号  
まで

- 議長（川山光則君） 日程第4、報告第9号 令和4年度中泊町一般会計継続費繰越計算書についてから日程第15、議案第54号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでを一括して上程します。  
町長に提案理由の説明を求めます。  
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、令和5年第2回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案は、条例改正や補正予算など合計12件であります。その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第9号は、令和4年度中泊町一般会計継続費繰越計算書についてであります。

令和4年度一般会計予算のうち、総合福祉健康センター建設事業の継続費で、年度内に支出が終わらなかったものについて継続費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第10号は、令和4年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和4年度一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった旧小泊中学校校舎解体事業及び災害復旧関連5事業を含む全21事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

議案第45号は、中泊町総合福祉健康センター条例の制定についてであります。

中泊町総合福祉健康センターの運営に係る条例を制定するものであります。

議案第46号は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

宮越家の庭園、静川園調査委員に対する報酬等を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第47号は、中泊町行政財産使用料徴収条例の一部改正についてであります。

行政財産使用料の減免対象要件の拡大及び算出方法を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第48号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第49号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてで



あります。

地方税法施行令一部改正及び保険税の税率改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正についてであります。

こども保育園等の特定地域型保育事業利用者を保育料無料の対象に加えるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも1億6,847万円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億1,495万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、旧今泉小学校体育館の土地建物の売払いに関わる業務委託料、(仮称)中泊町総合福祉健康センター内のトレーニングジム備品購入費、マイナンバーカードを活用し、郵便局で住民票・各種証明書等の交付が可能となるようキオスク端末を設置する事業費、エネルギー価格・物価高騰等の影響を受ける町民の生活支援対策としてポイント還元事業費を、民生費に、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける低所得者世帯支援として、1世帯あたり3万円を給付する価格高騰重点支援給付金、低所得の子育て世帯支援として、18歳以下の子ども1人あたり10万円を給付する子育て世帯生活支援給付金を、教育費に、物価高騰の影響を受ける保護者の教育費支援として、町内の小中学生を対象とする公設塾運営費、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務になったことから、児童生徒のヘルメット購入助成金を計上したほか、人事異動等に伴う職員人件費の所要額をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金等を計上したほか、財源調整に充てるため、財政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第52号は、令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも496万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億862万2,000円とするものであります。

補正する歳入歳出は、人事異動に伴う職員人件費を計上するもので

あります。

議案第53号は、令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。

収益的支出について、既決予算額を2万7,000円追加し、予算総額を3億331万5,000円とするものであります。

補正する支出は、人事異動に伴う職員人件費を計上するものであります。

議案第54号は、つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。

事務の追加等に伴い、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ◎日程第16 陳情第3号

○議長（川山光則君） 日程第16、陳情第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情を議題にします。

お諮りします。陳情第3号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号については、委員会の付託を省略することに検討しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

お諮りします。本件は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時10分

第2回中泊町議会定例会

令和 5年 6月 8日 (木曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋 君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本 悦子 君	6番 荒関 富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 長利 司 君
9番 兵庫 桂蔵 君	10番 青山 雅晴 君
11番 沖崎 勲 君	12番 野上 憲幸 君
13番 川山 光則 君	

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
総 務 課 長	下 山 貴 子 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総 合 戦 略 課 長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	宮 越 裕 子 君
福 祉 課 長	阿 部 弘 喜 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	山 中 哲 哉 君
小 泊 支 所 長	太 田 光 平 君
教 育 課 長	田 中 綾 人 君

税務会計課長  
上下水道課長

三上康栄君  
鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長  
総務課行政係

長利香代子君  
白川隼君

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

1番、鈴木議員の質問を許可します。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○1番（鈴木長一郎君） 議長より質問のお許しをいただきましたので、早速質問させていただきたいと思います。

町道の舗装修繕と、主に穴埋め工事についての質問ですけれども、何点か言いますので、よろしく願います。まず1つ目に、町道の穴埋めの箇所を確認するのは、町職員の方が巡回をして、それを目視して、工事は行われるものなのか。

2点目として、目視した場所が、例えば舗装の穴の深さとか面積とか、そういうものに関わって、どこまでがやらなければいけない基準みたいなものがあるものなのか。

そして3点目に、町民の方が、例えばここは修理しなければいけないねとか、修理してほしいですねと思われた場所を役所のどこの課に依頼して、ここやってほしいのですけれどもという問合せをすればいいのか、その点お聞きしたいと思います。

そして、私5月の中旬なのですけれども、中派立の住宅のほうに用事がありまして行きましたら、結構な数の穴がありました。その後見に行きましたら、それなりに修理はされていきました。今日の朝もまたちょっと確認してみたところ、まだまだなされていないところもありましたので、できればもうちょっとやってもらえればいいのではないかなと思いました。それはなぜかという、年老いたおばあちゃんがシルバーカーで歩いているのを見ました。そうしたら、やっぱりシルバーカーなので小さい穴でも気になると思いますので、できれば早め早めに、雪解け後、自転車とかオートバイが通ることが多くなるといいますので、早め早めに工事していただいたら大変ありがたいと思

ますので、以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 鈴木議員のご質問の町道の舗装補修及び穴埋めについてお答えいたします。

現在町道の維持補修等は、中里地域を4地区、小泊地域を2地区に分けて、毎年4月から翌年3月までの1年間の管理補修工事として、町内の業者に発注しております。

受託業者は、最低月1回の道路パトロールを行い、その状況を町に報告書を提出することとなっており、そこで修繕が必要かどうかを職員が自ら目で確認し、補修が必要と判断した場合には、業者へ補修を依頼しております。

議員がおっしゃっていた春の穴埋めなのですけれども、ポットホールと呼ばれる舗装の穴や破損が目立つことから、春には重点的に補修を行っているところです。

また、通報があった場合はどうするのかということでしたけれども、こちらに関しても職員による道路パトロールや郵便局との協定書に基づく情報提供などにより、緊急を要する箇所への穴埋めは、職員自らやっております。

今後も事故防止のため、道路パトロールを強化し、道路の適切で早めの維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 今、藤本課長が言われたことは、よく分かりました。職員が自分の目の上の判断で工事が行われるということになっていましたけれども、やっぱり職員の目ですから、これはやらなくてもいい、これはやらなければいけないとか判断するのは、大変難しいかと思えますけれども、どうしても車が走る道路であれば、別に車が穴をよけて走ればいいことでもありますけれども、やっぱり住宅地になれば、どうしても高齢者の方とか自転車、バイクなどが多く通るので、もっと丁寧にやっていただければ、大変ありがたいのではないかなと私は思

いました。

それと、私の一つの提案なのですけれども、各自治会とも連携して、自治会でも、もし気がついたら、例えば環境整備課のほうへ電話いただければ対応しますよとか、町民に対してのそういう内容を広報にでも出していただければ、もっともっと職員が、例えば言われたところで見に行つて、それで確認して工事ができれば、速やかに、早めに工事ができると思いますので、ぜひできればそのようにやっていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長よりお許しが出ましたので、早速一般質問に入らせていただきます。

今回は、衛生行政についてであります。合葬墓について当町では計画等があるのか、まずお伺いしたいと思います。というのは、県内でも青森市、弘前市、八戸市、十和田市、隣のつがる市、また藤崎町などが、もう合葬墓の整備計画を立てております。これもいろんな住民のニーズがあるからだと思っておりますので、当町でも調査などして、まだ計画があるのかないのか分かりませんが、これから少子化、核家族化が進み、墓を守る人がいないような家庭がだんだん増えてきているような現状でありますので、このままでいきますと、現在あるお墓でも墓守がいなければ無縁墓になり、そのまま放置されるような状況になりますと、社会福祉の揺り籠から墓場までという、そういう考えの観点からも、合葬墓の整備は私は必要だと思っておりますので、もし計画がないのであれば、これから前向きに検討していただきたいし、現在はどのような状況であるのか、まず当町の状況をお伺いいたします。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員の合葬墓についての質問にお答えいたします。



埋葬、火葬または改葬を行う場合は、墓地、埋葬等に関する法律第5条に基づき、市町村長の許可を受けて実施するものとなっており、合葬墓について法律的な定義はありませんが、一般的に複数の方の遺骨を同じ場所に埋葬する形式の墓地となっております。先般の新聞報道でいえば、荒関議員が申し上げたように、青森市・弘前市・八戸市・十和田市・つがる市・藤崎町などが合葬墓の整備を進めており、背景として少子化や核家族化が進展し、墓地を管理・継承する人がいない等の事情により需要が多くなっているとの内容でした。

現在町では、住民から合葬墓の利用についての相談がないため、従来どおり親族等が先祖代々の墓地または新たに購入した墓地に亡くなった故人を埋葬し、弔っているものと認識しております。

そのため、合葬墓の整備計画は今は考えておりませんが、今後、住民からの合葬墓の利用について相談が増えてきましたら、住民の方にアンケート調査を含めて、整備計画を検討してまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） ただいまの答弁では、町民からの相談等は町当局には入っていないというお話でありましたが、1年ほど前から私のところには相談を受けているのです。私も合葬墓と急に言われましたので、いろいろ調べてみました。そうしますと、これはつがる市の例なのですけれども、やっぱり市民アンケートを取って、どういう要望があるのか、町民の考えを聞いております。

これからということでありましたが、なぜ町のほうにそういう相談が上がっていないのかといえば、どうしてもお墓のこととかですので、どうやって相談したらいいのか、相談する人も戸惑いがあるのではないかと思うのです。ですから、「そういうのがないか聞いてきてほしい」と言われましたので、今日この場に立っているのですけれども。

やっぱり家庭環境がどんどん昔と違いまして、先祖代々とか親戚、親類縁者との希薄な関係、それと、特に70代、80代の親で、50代の結婚していない子供がいるとか、そういう家庭の方々は非常に心配しているのです。自分の代は何とか親戚のお墓にでもお世話になって、やることは可能だけれども、その後子供がその墓を守っていけるのかな

とか、そういう心配をしている方々もおりますので、何とかこのことは前向きに、やっぱり町民のアンケート調査などをして、実際ニーズがあるのかどうかをまず調査するのは当然ですので、1年ぐらいの期間はかけても結構ですので、何とか前向きに取り組んでいただけないかと。そこ1つ、町長答弁。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 合葬墓につきましては、都市部を中心に、今、議員がおっしゃったような理由で増えてきております。私自身も合葬墓が必要な時期は、我が町でも来るのだらうなという思いはありますので、今各地区に置かせていただいている集落支援員等の皆さんの情報も得ながら、検討してまいりたいなと思っております。

ただ、一方で考えなければいけないのは、お寺さんの檀家の皆さんもおられるわけでありまして。先日私の親類も仙台に移ってしまっていて、墓じまいをしたいということで、墓じまいしたわけでありまして、お寺さんのほうもどんどん、どんどん人口減少によって檀家も減り、墓を守る人もいなくなっていくと、お寺さんそのものの存続にも関わってくる問題でありますので、そこはひとつ慎重に町民の皆さんのご意見を伺いながら考えていきたいなと。その際には、合葬墓なるものがどういうものなのかということも、しっかりと町民の皆さんにご理解をいただいた上で、私が調べたところでは、合葬墓にも合葬室という形であったり、共同の、要するに骨そのものをみんな一緒にしてしまったり、袋に一つ一つ入れて祭壇のようなところに飾っていく形式とか、様々あるということもまず町民の皆さんにご理解をいただいた上で意見を聞くなりして、考えていきたいなと思っております。私も一生懸命調べさせていただきましたので、そこは議員と同じに考えてまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） 再々質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 前向きに検討していただけるということでありますので、やっぱり揺り籠から墓場までと、最後には必ずお世話になる場所ですので、慎重にでも結構ですので、何とかいろんなところを調べ、当町でも取り組んでもらいたいと強く要望し、質問を終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

(5番 塚本悦子君登壇)

○5番(塚本悦子君) 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

町のLGBTの捉え方についてであります。LGBT、特定の性的少数者を表すこの言葉は、杉田国会議員や荒井首相補佐官の発言をきっかけとして、にわかに脚光を浴びました。世界経済フォーラムによると、ジェンダーギャップ指数2022年では、1位がアイスランドで0.908、日本は0.650で、146か国中116位と、極めて日本は低い状態であります。G7のうちほかの6か国では、既に性的少数者の権利、保護、同性婚を認めています。ただ、政府は5月18日、LGBT理解増進法案をめぐり、文言を修正し、骨抜き法案を提出しました。

一方、全国の自治体においては、法的拘束力はないものの、同性カップルを承認し、証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度であるところのパートナーシップ制度を設けている導入自治体は255、人口カバー率は65.2%で、性の多様性に関する条例を制定している自治体は69に上っております。国立市では、2018年4月、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例が施行されました。このように、自治体の取組が質、量ともに増加傾向にある中、国レベルの動きが極めて鈍いことは否めない事実であります。そういう中であって、青森県ではパートナーシップ宣誓制度を全国6番目に導入し、我が町でも独自の制度はなくとも利用することはできます。

LGBTの歴史は、いろいろな差別や迫害にさらされ、共闘してきて、かつて日本の同和問題のような差別の歴史があったと思います。5月30日、同性婚不受理は違憲と名古屋地裁判決が決まりました。私たちの役割は、一人一人の価値観の違いを尊重しながら、自分の存在を認めてもらい、相手の存在を認めることだと思います。これらは、SDGsの5番と17番の項目にも当てはまります。

そこで、我が町でもSDGsの下、全ての人が尊厳を持って扱われ、全ての権利を等しく共有できるまちづくりのため、町長さんのこのこ

とについての捉え方を、職員への人権研修並びに町民への理解増進策をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員のLGBTの捉え方についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず最初に、幾つかの点で質問内容を私自身で整理させていただきながらお答えをさせていただきたいと思っております。

最初にまず、LGBTについての捉え方と申しますか、考え方についてであります。これは、人間が社会生活を送る上でのセクシャリティーの問題と直接関わるものでありまして、セクシャリティーを決める要素には、大きく4つあると一般的には言われているわけでありませ

す。

1つ目は、人が生まれながらにして決められた生物学的な性であるところの身体的性であります。

2つ目は、人自らがどのような性であると自認しているかという性自認であります。

3つ目は、どのような性別の人に恋愛感情や性的感情を抱くかという性的指向。

4つ目は、自らがどのような性別を表現したいかという性表現であります。

これらの4つの要素から決まってくるセクシャリティー、それがLGBであるというふうに理解をしているわけでありませ

す。LGB、それぞれの頭文字を取っているわけでありませ

すが、レズビアン、女性同性愛者、ゲイ、男性同性愛者、バイセクシュアル、両性愛者と、身体的性と性自認が一致しておらず、それに違和感を持っているトランスジェンダーの頭文字を取ったものであり、セクシャルマイノリティー、議員おっしゃるような性的少数者の総称として用いられていると理解しているところであります。

世界的には、幼少期からのLGBT教育が既に行われた結果としての国民理解が進み、同性婚が法的に認められている国も多数存在して

いると承知しております。

一方、我が国においては、先日来報道されておりますように、与野党をそれぞれからLGBTなど性的少数者に対する理解増進法案が、議員のほうは骨抜きと、こういうふうに表示されたわけではありますが、今国会に提出されるなど、ようやく国民の理解を深めるべく動き始めたところであると受け止めているところでもあります。

また、議員ご指摘のとおり青森県においては、性的少数者である方々が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束することを宣誓し、県が宣誓書の受領証を発行するという形で両人の関係性を証明するというパートナーシップ宣誓制度を令和4年2月から開始していると受け止めているところでもあります。

そして、県内ではそれを受けて、弘前市をはじめ八戸市、十和田市、五戸町が県の発行する、先ほど申し上げました宣誓書の受領証、これを提示することで公営住宅の入居申込みを可能とする行政サービス等を行っているというふうにお聞きしております。

当町としましては、この法案をめぐる国会での議論、それから町民理解の状況、これも大事だと思うのですが、これらを注視しながら、職員への研修や町民への理解増進策などへの対応について段階的に、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 再質問ありますか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 町長さんからもご丁寧の説明はいただきました。

ただ、まだまだ一般的には、このことは浸透が薄いのであります。青森県、やっぱり早い弘前市とか八戸、できているのですけれども、私はよく五所川原市で、弘前市、青森市とか、いろんな職種の人たちと、いつも仲間同士でいろいろ勉強させていただいております。LGBTの話になったとき、皆さんが興味を持ちまして、大変盛り上がりまして、女性たちはとても前向きで感動してくれました。しかし、男性はとかくマイナ斯的なイメージの発想をする感がありました。国会議員の生産性がないという発言に大変なバッシングであります。そういう中であって、実際にその中にいる方で、人工授精をして子供をもうけて暮らしている方もいるのです。理解者がいるということで、と

ても喜んでくださいました。まだまだそういう方もいると思います。

このたび名古屋地裁は、同性婚を認めないのは違憲だとの判決を示しました。世界では、30以上、町長さんも今言っていましたが、そして30国が認めています。日本でも、世論調査では容認が過半数と示しております。もはや岸田首相が、社会が変わってしまうとは言っていないのです。

町長さんもおっしゃいました。その人がマイノリティーでも関係ありません。LGBTに理解者が多いと、とても安心して生活できると思うのです。これからもこういうことを我が町ではいかにやっているのだということも示していただきたいなど、そう私は思うのであります。

我が町は、宮越家やメバル、そして間もなく総合福祉健康センターも開設します。今とても他町村で話題となっております。これからは、それに伴ったその中身であります。我が町がどこの自治体よりも率先して最先端に行くのだと。町職員も、住民も、すごくこれには理解があるのだという、その意識が高いのだということ、とても住みやすいまちづくりを目指しているのだという、そういう施策を町長さんの手腕に大いに期待を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時32分

## 第2回中泊町議会定例会

令和 5年 6月 9日（金曜日）

### ○議事日程 第3号

- 1 議案第45号 中泊町総合福祉健康センター条例の制定について
- 2 議案第46号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 3 議案第47号 中泊町行政財産使用料徴収条例の一部改正について
- 4 議案第48号 中泊町税条例等の一部改正について
- 5 議案第49号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 議案第50号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について
- 7 議案第51号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第2号について
- 8 議案第52号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について
- 9 議案第53号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について
- 10 議案第54号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 11 発議第4号 中泊町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 12 発議第5号 中泊町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 13 発議第6号 議会活性化特別委員会の設置
- 14 発議第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
- 15 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

### ○追加議事日程（第3号の追加）

- 1 議案第55号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

1番	鈴木	長一郎	君	2番	田中	洋	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君
7番	秋田	博	君	8番	長利	司	君
9番	兵庫	桂蔵	君	10番	青山	雅晴	君
11番	沖崎	勲	君	12番	野上	憲幸	君
13番	川山	光則	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君					
副	町	長	横	野	彰	吾	君				
教	育	長	鈴	木	信	也	君				
総	務	課	長	下	山	貴	子	君			
財	政	課	長	三	上	晃	瑠	君			
総	合	戦	略	課	長	越	野	進	一	君	
町	民	課	長	宮	越	裕	子	君			
福	祉	課	長	阿	部	弘	喜	君			
環	境	整	備	課	長	藤	本	雅	久	君	
農	政	課	長	古	川	幹	人	君			
水	産	商	工	観	光	課	山	中	哲	哉	君
小	泊	支	所	長	太	田	光	平	君		
教	育	課	長	田	中	綾	人	君			
税	務	会	計	課	長	三	上	康	栄	君	
上	下	水	道	課	長	鈴	木	輝	文	君	

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	長	利	香	代	子	君
総	務	課	行	政	係	白	川	隼	君



開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 議案第 45 号

○議長（川山光則君） 日程第 1、議案第 45 号 中泊町総合福祉健康センター条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 議案第 45 号 中泊町総合福祉健康センター条例の制定についてご説明申し上げます。

提出議案つづりの 5 ページを御覧ください。この条例は、温泉を活用し、町民の福祉の向上と健康の増進を図るとともに、交流を通じた活力ある地域づくりに資することを目的として、中泊町総合福祉健康センター設置に係る条例の制定を提案するものであります。

6 ページを御覧ください。条例の第 2 条、名称は中泊町総合福祉健康センター、愛称を湯らぱーくとし、位置は中里字亀山 170 番地 1 とします。

第 3 条では、健康センター内の施設について、第 4 条では、健康センターの管理は町長が行い、必要な職員を置くことができるものとし、第 5 条では、温泉入浴の提供、健康づくり、交流事業、そのほか設置目的を達成するために必要なことを健康センターの事業としてそれぞれ規定しております。

第 6 条、開館時間は、午前 8 時から午後 9 時までとし、町長が特に必要と認めるときは、延長または短縮できるものとし、第 7 条、休館日は、町長が別に定めるものとしております。

7 ページを御覧ください。第 8 条、使用の許可は、あらかじめ町長の許可を受けなければならないものとし、大浴場、家族風呂を使用する者は、入浴券の購入をもって使用できるようにただし書を付しており、第 3 項では、物販棟の各施設の使用は、原則公募により選定され

た事業者に町長がこれを許可するものとしております。

第9条は、使用許可の制限について、第10条は、使用許可の取消し等について、第11条は、権利の譲渡等の禁止について、それぞれ規定しております。

8ページを御覧ください。第12条は、使用料について規定しており、第2項で浴場棟の使用料として別表1に定める額を、第3項で物販棟の使用料として別表2に定める額を、それぞれ町長に納入しなければならないとしております。

第13条は、使用料の減免について、第14条は、使用料の不還付について、第15条は、職員の立入りについて、第16条は、原状回復の義務について、第17条は、損害賠償について、それぞれ規定しており、第18条では、健康センターの設置の目的を効率的に達成するため、町長が指定管理者に管理運営を行わせることができるものとしております。

9ページを御覧ください。第19条では、指定管理者の業務について規定しており、第20条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものとしております。

10ページを御覧ください。こちらが第12条関係の使用料で、上段の別表1では、入浴料、貸切料を、下段の別表2では、物販棟の施設区分ごとの賃料を定めております。入浴料につきましては、施設の利用促進を考慮し、町内、町外区別することなく、大人400円、小中学生100円、幼児無料としております。

最後になりますが、この条例は規則で定める日から施行するものとし、条例施行規則は今後使用の手続等について詳細を定め、12月オープン前に告示する予定としております。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第46号

○議長(川山光則君) 日程第2、議案第46号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長(下山貴子君) 議案第46号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、宮越家庭園、静川園の調査委員会が新設されることに伴い、その委員に対する報酬等を定めるため提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の2ページ、改正後の中段を御覧願います。職名、静川園調査委員会の委員長報酬額に日額4,000円を、同じく委員報酬に日額3,500円を追加しております。

7ページを御覧願います。職名、静川園調査委員会の費用弁償として、中里地域内の移動で1日1,500円の支給から、県外についての公共交通機関の料金を計算する実費の支給まで、それぞれの項目を新たに追加いたしております。

以上で、議案第46号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第47号

○議長（川山光則君） 日程第3、議案第47号 中泊町行政財産使用料徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第47号 中泊町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正条例は、使用料の減免対象の要件を拡大及び本年10月1日から始まるインボイス制度との整合性を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきまして、条例新旧対照表の11ページを御覧願います。第2条第2項につきましては、インボイス制度の開始に伴い、数値を100分の108から100分の110に改めるものです。

第4条につきましては、使用料の減額または免除について規定されていますが、第4号その他町の発展に資する事務又は事業であると町長が認めるときを追加するものであります。

11ページから12ページにかけての別表第2条関係につきましては、インボイス制度の開始に伴い、数値を100分の108から100分の110に改めるものです。

なお、この条例の改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第47号 中泊町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第48号

○議長（川山光則君） 日程第4、議案第48号 中泊町税条例等の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長（三上康栄君） 議案第48号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税法の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容について、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の13ページを御覧願います。

第34条の9につきましては、令和6年度から課税が開始される森林環境税及び森林環境譲与税の導入に伴い、条例の整備をするものであります。

なお、この規定の改正は、令和6年1月1日施行であります。

ページ中段の第36条の3の2につきましては、住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴い、条文の整備をするものであります。

なお、この規定の改正は、令和7年1月1日施行であります。

14ページを御覧願います。ページ下段の第38条及び第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税の導入に伴い、森林環境税の賦課徴収

の方法や納付額の追加など、納税の方法について、条文の整備をするものであります。

なお、これらの規定の改正は、令和6年1月1日施行であります。

19ページを御覧願います。ページ下段の第82条につきましては、軽自動車等に対して課する種別割の税率において、原動機付自転車の区分工から特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外し、区分アに変更するため、条文の整備をするものであります。

なお、この規定の改正は、令和5年7月1日施行であります。

20ページを御覧願います。附則第15条の2の2及び附則第16条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例において、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に、加算する割合を10%から35%に引き上げるため、条文の整備をするものであります。

なお、これらの規定の改正は、令和6年1月1日施行であります。

以上、議案第48号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第49号

○議長（川山光則君） 日程第5、議案第49号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長（三上康栄君） 議案第49号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税法施行令の一部改正に伴う基礎課税限度額の引上げ及び低所得者に係る軽減判定所得の改正と町独自の改正として、保険税医療一般分の引下げを行うため、条例の一部を改めるものであります。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の21ページを御覧願います。中泊町国民健康保険税条例の第2条第3項において、後期高齢者支援金限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

第3条につきましては、町独自の改正として、医療一般分の所得割額の税率を9.31%から8.50%へ引き下げ、応能応益の考えから、第5条で均等割額を2万3,400円から1万9,800円へ、第5条の2につきましては、22ページを御覧願います。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を2万5,800円から2万1,000円へ、特定世帯平等割額を1万2,900円から1万500円へ、特定継続世帯平等割額を1万9,350円から1万5,750円へ減額しております。

ページ中段の第23条第1項につきましては、第5条の均等割額を基に7割、5割、2割軽減世帯の均等割額をそれぞれの割合に合わせ、減額しております。

また、均等割及び平等割を軽減する所得判定基準の改正として、被保険者1人当たりの加算額を5割軽減では28万5,000円から29万円へ、2割軽減では52万円から53万5,000円と増額しております。

26ページを御覧願います。上から11行目の第23条第2項につきましては、未就学児1人分に対する均等割額に対しても、第1項と同様の形で減額しております。

本条例改正は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用すると規定しております。

以上で、議案第49号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正につ

いてご説明いたしました。

- 議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第50号

- 議長（川山光則君） 日程第6、議案第50号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

- 福祉課長（阿部弘喜君） 議案第50号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの22ページを御覧願います。この条例改正は、保育料を無料とする対象が特定教育・保育施設の認定こども園、幼稚園等の利用者となっており、新たにこども園等の特定地域型保育事業利用者も保育料無料の対象に加えるため、改正するものであります。

改正内容については、条例新旧対照表によりご説明申し上げます。条例新旧対照表の33ページを御覧願います。表題を中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例から中泊町特定教育・保育施設等利用者負担金徴収条例に改め、第3条中の保育施設の次に、又は特定地域型保育事業を加えるものであります。

本条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するもの



であります。

以上、議案第50号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について、ご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第51号

○議長（川山光則君） 日程第7、議案第51号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第51号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,847万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,495万7,000円とするものであります。

各費目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び18節負担金、補助及び交付金、また27節特別会計繰出金にそれぞれ人件費の調整額を計上いたしておりますが、これらは4月の職員人事異動等に伴うものでございますので、歳出の款を追っての説明は省略させていただきます。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。7ページを御覧

ください。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、8ページを御覧ください。第5目財産管理費、第12節委託料、9ページを御覧ください。旧今泉小学校体育館の土地建物の売払いに関わる不動産鑑定業務及び登記関連業務委託費として、合計で89万5,000円を計上しております。

第6目企画費、第17節備品購入費に、中泊町総合福祉健康センター内のトレーニングジム備品として2,000万円を、第18節負担金、補助及び交付金に、町が3大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組、企業人材派遣制度である地域活性化起業人負担金として233万4,000円を、10ページを御覧ください。第12目電算事務対策費、第11節役務費、手数料から第12節委託料にソフトウェア保守点検料2,880万6,000円を予算組替え、第14節工事請負費にマイナンバーカードを活用することで、住民票各種証明書等の交付が可能となる機械、キオスク端末を内潟郵便局と武田郵便局に設置する工事費として103万3,000円を、第17節備品購入費にキオスク端末機器2台分として411万3,000円を、11ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金にエネルギー価格物価高騰等の影響を受ける町民の生活支援及び地域経済の活性化対策としてポイント還元事業費2,900万円を計上しております。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、12ページを御覧ください。第12節委託料に内潟郵便局と武田郵便局において、マイナンバーカードを活用して住民票、各種証明書等の交付を円滑に行うための統合端末導入及びネットワーク整備費として184万8,000円を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、14ページを御覧ください。第8目緊急対策費、第18節負担金、補助及び交付金にエネルギー食品等の物価高騰の影響を受ける低所得者世帯支援として、1世帯当たり3万円を給付する価格高騰重点支援給付金7,500万円を計上しております。

第2項児童福祉費、第5目子育て世帯生活支援給付金給付費、第18節負担金、補助及び交付金に、食費等の物価高騰の影響を受ける低

所得の子育て世帯支援として、対象となる18歳以下の子供1人当たり10万円を給付する子育て世帯生活支援給付金1,240万円を計上しております。

20ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費、第12節委託料に旧今泉小学校体育館から旧中里高等学校へ災害備蓄品を移設する災害備蓄品運搬業務費53万9,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第12節委託料に物価高騰の影響を受ける保護者の教育費支援として、町内の小学生と中学生を対象とする公設塾運営費634万7,000円を、第18節負担金、補助及び交付金に道路交通法一部改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務になったことから、保護者の負担軽減と児童生徒の安全確保を図るため、ヘルメット購入助成金261万円を計上しております。

22ページを御覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費、第7節報償費から第10節需用費まで、合計56万3,000円を自らの手で記念すべき式典をつくり上げるため、第18節負担金、補助及び交付金に二十歳の成人式実行委員会への補助金に組み替えております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金にポイント還元事業、価格高騰重点支援給付金、ヘルメット購入助成金、公設塾運営事業の国交付金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,615万4,000円を、キオスク端末設置に係る証明書交付サービス端末整備費補助金518万8,000円を計上しております。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金に統合端末導入及びネットワーク整備に係るマイナンバーカード交付金事務費補助金305万8,000円を、第2目民生費補助金に子育て世帯生活支援事業費の財源として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費交付金620万円、ひとり親世帯等臨時特別給付金事業費補助金620万円をそれぞれ計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、

今回の補正財源として財政調整基金繰入金1,142万7,000円を、第4目振興基金繰入金に、中泊町総合福祉健康センター内のトレーニングジム備品購入として合併振興基金繰入金2,000万円を計上しております。

以上、議案第51号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 企画費の備品についてですけれども、湯らば一くの備品2,000万円計上しては、これは先般説明がありましたけれども、指定管理者でトレーニングジムの運営するというで聞いています。この備品の買い方ですけれども、先にこの間説明を受けた品物をそろえてしまってから指定管理者を募集するのか、それとも指定管理者が決まってから必要なものを買うのか、そこをちょっと確認したいのですけれども。

○議長（川山光則君） 担当課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 以前議員説明会の際にちょっと触れましたけれども、こちらの施設につきましては、リハビリ特化型のデイサービスを行っていただくということで、まずはプロポーザルによりまして、提案型の公募という形を取ります。これから、今日条例の制定の議決をいただきましたので、公募に移り、選定作業に移りたいと思っております。事業者さんが決定してから、協議の上しっかりとリハビリを行っていく介護予防、そういった運動ができるような体制づくりをしていきたいと思っておりますので、決まった時点で協議をして入札と、そういった形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 関連質問になります。

本案についてはいいのですけれども、実は先般小田原幸雄さんという方が亡くなりました。皆さん、ご存じだと思います。中里時代から中泊時代にかけて、全国にこの町を広めた方と言っても過言ではないと思いますが、何か表彰する規定があったような気がします。貢献

した人には何か表彰規定がないかお願いします。分からなければ、後でも教えてください。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 小田原さんの件なのですが、町では表彰規則をしっかりと持っておりますので、もう一度表彰規則に照らし合わせてみて、表彰すべき方はきちんと表彰すべきだと思っておりますので、規定に合うかどうか、早速確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 確認なのですが、この土木費、工事請負費から委託料に替わって、「測量・設計等」となっています。まず確認したいのは、稲穂橋の場所と、あとこの後これが予算が通りまして、測量、設計などした場合、今度また工事費が出てくるか、確認です。

○議長（川山光則君） 担当課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員の質問にお答えいたします。

稲穂橋についてですけれども、分かりやすく言えば、中長泥と上長泥の間からこめ米ロードへ抜ける道路、これは竹内組さんの馬小屋の通りから真っすぐ東に向かって行けば、豊岡の集落の河川とぶつかる場所の橋になっております。

今回の組替えなのですが、設計を発注するにあたって昨年度測量業務を行ったときに、橋の下にある護岸の擁壁、護岸のブロック、こちらのほうの破損が激しかったので、当初設計をするために必要として要求した予算では、その分設計が組めなくなったので、工事費のほうから組替えをして、今回設計を行って、その設計を基にしながら、補正後の予算で補修工事を行います。あとは、もっと必要な補修工事に関しては、来年度予算要求をして、修繕を行っていきたいと思っております。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 当然これは予算の組替えなのだから、項目が替わって、そこはそれでいいのだけれども、最初に工事請負費で予算化したときにはこれぐらいで済むだろうと思っていて、工事がもっとかかってくるので、もう一回測量、設計をし直すという理解でよろしいのですか。

- 議長（川山光則君） 担当課長。
- 環境整備課長（藤本雅久君） 今年度は、昨年度の測量した数値を使って、設計と工事の一部を発注する予定としています。
- 議長（川山光則君） 荒関議員。
- 6番（荒関富雄君） いや、工事の一部を発注するのであれば、ここに書いてある「測量・設計」、ここに「等」と書いてありますから、若干そうすれば、その橋の工事は行うということの理解でよろしいのですか。それとも、完全な予算の組替えで測量、設計だけではないという今答弁でしたので、そこら辺、予算組替えなのか、説明をお願いします。
- 議長（川山光則君） 担当課長。
- 環境整備課長（藤本雅久君） こちらのほうには、名称の中では「測量・設計等」というふうになっておりますけれども、測量に関しては、昨年度終わっておりますので、今年は測量は行いません。今回は、設計のみの委託の発注になります。当初1,300万円の工事費を見ていたのですけれども、260万9,000円を組替えすることによって、残りの1,039万1,000円で工事、これでは工事は終われないので、工事の中の一部、損傷の激しいところとか、優先してやらなければいけないところとか、そういうところを今年は1,000万円分工事として発注したいと考えております。
- 議長（川山光則君） ほかにありませんか。  
塚本議員。
- 5番（塚本悦子君） 10款の教育費についてですが、公設塾運営についてであります。これは、大分前から北海道とか山口県では、もう開設して、とてもいいなと思っていたのだけれども、我が町でもこういうふうにできたということは、非常によかったと思います。ただ、これから先、指導者とかその方とか、いろんな問題とか、やらなければいけないことがたくさんあると思うのですが、いつ頃開設できるめどとか、予定はいかなもののでしょうか。
- 議長（川山光則君） 担当課長。
- 教育課長（田中綾人君） 公設塾に関してでございますけれども、基本業者委託ということで、今のところは考えているのですが、それに当たって民間の学習塾もそうですけれども、退職教員とか、そういった人たちをまず活用したいというのと、それから時期に関してでございます

けれども、先般議員説明会で申し上げたのですが、柔軟に運営したいというふうに考えておりますので、先に保護者の皆様にアンケートを実施いたしまして、それから開設したいと考えておりますので、早ければ8月頃にでも、入札等もございますので、それが終わった後、アンケートの結果を踏まえて、業者さんと打合せして、早ければ8月には開設、早ければなのですが、そのように考えております。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 中里中学校で、不登校の子供たちがいるように思っております。現在五所川原の支援学習の教室に保護者が送り迎えして通っている子供もいます。木曜日だけは、午後、私の開いている五所川原の教室に来ているのですが、私の教室まで10分くらい歩いて、どんなに雨が降っても通ってきて、大きな変化がありました。その子に「もう学校に行ける？どうですか」と言ったら、「やっぱりこっちの教室のほうが楽しい」と言い、学校にはまだ行けないのです。だから、こういう不登校の子供たちも受け入れるようなことは考えているのでしょうか。本来の学習塾なののでしょうか、不登校でも行ける塾というのも考えていますか。

○議長（川山光則君） 担当課長。

○教育課長（田中綾人君） 質問にお答えいたします。

公設塾に関しましては、対象全員、そして無料ということですので、もちろん参加はできるのですがけれども、議員お尋ねなのは、不登校の児童に対して何らかのサポートということだと思っておりますが、その件に関しては、ご意見を頂戴いたしましたので、なるべく参加しやすいような環境づくりには努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ぜひそのところをよろしくお願ひしたいと思います。不登校の子供たちがとても悩んでいる。どこかにあるから、それを提示してくれれば、保護者の方も、大変喜ぶのではないかなと思いますので、そのところを考えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第52号

○議長（川山光則君） 日程第8、議案第52号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） 議案第52号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ496万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億862万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。最初に歳出について説明いたします。4ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで、合計で496万1,000円を減額しております。今年度の人事異動に伴う人件費の調整分として減額しております。

次に、歳入について説明いたします。同じく4ページを御覧願います。2、歳入。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他会計繰入金で人件費分として496万1,000円を減額いたしております。

以上、議案第52号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。



○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第53号

○議長（川山光則君） 日程第9、議案第53号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第53号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額を2万7,000円追加し、総額3億331万5,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。それでは、支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で、1節及び2節、3節、5節、28節、それぞれ人事異動に伴う職員人件費として、合計2万7,000円を計上いたしております。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。第1表、債務負担行為補正、1、変更では、料金調定システムリース料について、契約締結に伴い、期間を変更設定するものです。

以上、議案第53号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算

第1号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第54号

○議長（川山光則君） 日程第10、議案第54号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第54号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの24ページを御覧ください。今回の変更は、西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画が完了したため、それぞれの施設名に改めるとともに、広域連合の処理する事務に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に基づく協議の場の設置及び運営事務を追加するため、規約の変更について議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容については、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の34ページを御覧願います。第4条第4号中、「よる保健事業である病院及び診療所」を「基づく事業」に改め、「西北

五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画に係る」、「中核病院及びサテライト」、「(サテライト病院及びサテライト診療所をいう。以下同じ。)」及び「並びに当該計画を円滑に実現するために行う事業の実施及び連絡調整」を削り、同号中アからオをそれぞれの施設名に改めております。同条第5号として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項の規定に基づく協議の場の設置及び運営に関するものを加えるものです。

35ページを御覧願います。第12条第2項中、「選挙管理委員会」を「広域連合長」に改めております。

なお、この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行することといたしております。

以上で、議案第54号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についての説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長(川山光則君) お諮りします。

本日、町長から議案第55号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長(川山光則君) 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案についてご説明を申し上げます。

議案第55号は、工事請負契約の締結についてであります。

旧小泊中学校校舎解体工事請負について、条件付一般競争入札により工事請負契約を締結するに当たり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、仮契約を締結した上で、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

◎追加日程第1 議案第55号

○議長(川山光則君) 追加日程第1、議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長(三上晃瑠君) 議案第55号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

追加提出議案書つづりの1ページを御覧ください。

本議案は、6月7日に仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものであります。

1、契約の目的は、旧小泊中学校校舎解体工事であります。

2、契約の方法といたしましては、条件付き一般競争入札により、

令和5年5月11日に告示して公募したところ、4社の応募があり、6月1日に入札を実施、6月7日に仮契約を締結しております。

3、契約金額は、1億1,770万円、契約の相手方は、中泊町大字芦野字福泊23番地、株式会社竹内組、代表者は代表取締役、竹内大介氏。

なお工期は、議会の議決を得た日から令和5年12月25日までとしております。

以上、議案第55号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） この工事に対する関連なのですが、いわゆる折戸からこの工事現場まで行く海側の道路は、もう完全に通れるような状態になっているのでしょうか。

○議長（川山光則君） 担当課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員のご質問にお答えいたします。

今の折戸・下前線のところは、6月に工事の発注をいたしまして、今工事のほうは着手しておりますけれども、おおむね8月いっぱいまで車両を通せる程度まで直せるのではないかとということで見込んでおりまして、工事車両に関しては、通行させて支障ないようにしたいと思っています。ただ、一般車両については、まだ同箇所が工事中なために、今一応通行止めに行いたいと思っております。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 私なぜこれを聞くかと申しますと、当然これは前から計画されておりました、災害があつて今に延びてきたという経緯がございます。あそこの道路が通れないと、小泊のほうもそんなに広い道路ではないので、工事車両等が頻繁に移動するようになりますと、なかなか大変な箇所もあると思いますので、今の答弁ですと、一般車両は通さないけれども、8月頃になれば工事車両は通せるような状態になるのではないかと。それから、工期の問題もありますので、そこから工事車両を優先して、一般車両はご遠慮願うというところまでは確約できますよね。

○議長（川山光則君） 担当課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 確約とは、確実なことは言えませんが、  
ともかくそこまでは工事車両を通して、解体工事には影響しないよ  
うに現場のほうは進めさせていただきます。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 若干議論がかみ合っていないと思いますので。私が心  
配しているのは、工事の大型車両が、集落のほうを頻繁に通りますと、  
交通安全上も非常に支障を来すのではないかとこののを心配している  
のです。ですから、海岸線のほうを、工事が進んだ段階で大型車両を  
通すのであれば、それはそれでいいのだけれども、それができる前に、  
あえて解体車両が頻繁に集落のほうを通れば、様々交通に安全上支障  
を来すのではないかとこののを心配して今聞いているのです。だから、  
工事車両は海岸線のほうを通すのだということを確認してくれば、  
助かるのですけれども。

○議長（川山光則君） 副町長。

○副町長（横野彰吾君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思いま

まず、小泊の災害の現場で、旧小泊中学校の付近の災害の関係です  
けれども、折戸・下前線は今通行止めで、この間発注しました。もう  
一つ、旧村のほうの小泊中学校線、仕出し処隆佐の前ですけれども、  
そこも今発注しまして、大型の車両というものは、どちらにも通れな  
いような状況になっております。今回中学校の解体の発注をしまして、  
取りあえず優先的にまず道路の土砂の撤去、それをまず優先的にして、  
それから校舎の解体については、まず窓枠とか様々なものを先に除か  
なくてははいけませんので、それを優先的にやって、それから工事車両  
のほうに入ってください、折戸・下前線の工事の完了は8月末の予  
定ですので、それ以降にダンプとか、そういうふうなもので進めてい  
きたいなというふうに考えております。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 5 5 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 発議第 4 号

○議長(川山光則君) 日程第 1 1、発議第 4 号 中泊町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題にします。

お諮りします。本案については、議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 発議第 5 号

○議長(川山光則君) 日程第 1 2、発議第 5 号 中泊町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題にします。

お諮りします。本案については、議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに

決定しました。

発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第6号

○議長(川山光則君) 日程第13、発議第6号 議会活性化特別委員会の設置についてを議題にします。

お諮りします。本案については、提出の理由にありますように、持続可能な町政発展に向け、議会の更なる活性化を目的に(仮称)中泊町議会基本条例の策定及び議会の活性化に必要な調査研究をするため、5人の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置するものです。これは、議会閉会中も調査研究できるものとし、その調査研究が終了するまで継続するものであり、議会運営委員会連名で提出されたものです。

本案については、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。



います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

これより委員会条例第9条第2項の規定によって、議会活性化特別委員会の正副委員長を互選していただきます。特別委員は委員会室をご使用ください。

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時13分

○議長(川山光則君) 休憩中の会議を再開します。

特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をご報告します。

議会活性化特別委員会委員長、秋元隆副議長、副委員長、田中洋議員。

以上です。

◎日程第14 発議第7号

○議長(川山光則君) 日程第14、発議第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題にします。

お諮りします。本案については、6月5日の本会議において、本意見書の提出を求める陳情書が採択されたことにより、提案されたものでありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 次期議会の会期日程及び議会運営に関する  
事項について

○議長（川山光則君） 日程第15、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（川山光則君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第2回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時13分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議 長 川 山 光 則

署名議員 青 山 雅 晴

署名議員 神 崎 勲